

目 次

I 住民と行政との協働による新しい自治体の構築をめざします

	頁
1 町民と行政の協働	
1-1 自治基本条例の制定	1
1-2 ワークショップ手法の積極的な活用	2
1-3 パブリックコメント制度の導入	3
1-4 町民提案制度の導入	4
1-5 職員地域支援制度の導入	5
1-6 フォローアップ事業の推進	6
2 情報公開・情報提供の充実	
2-1 情報公開制度の充実	7
2-2 個人情報保護条例の制定	8
2-3 広報活動の充実	9
3 地域への積極的な業務委託	
3-1 指定管理者制度の活用	10
3-2 アウトソーシングの積極的な活用	11

II 役場の能力の向上に努めます

1 職員の能力の向上	
1-1 OJT(職場研修)の充実	12
1-2 職場外研修の充実	13
1-3 自主研修の促進	14
1-4 職員提案制度の導入	15
1-5 退職者再任用制度の活用	16
1-6 任期付職員採用制度の導入	17

2 組織の能力の向上

2-1 柔軟な組織・機構の確立	18
2-2 定員適正化計画の見直し、推進	19
2-3 「目標による管理」の手法導入	20
2-4 庁議・課長会議の活性化	21
2-5 窓口サービスの充実	22

3 人事評価制度の確立

3-1 人事評価制度の確立	23
---------------	----

III 事務事業の見直しを行い持続可能な自治体をめざします

1 健全な財政運営の確保

1-1 財政健全化計画の遂行	24
1-2 経常経費の削減	25
1-3 給与等の適正化	26
1-4 補助金等の見直し	27
1-5 徴収率の向上	28
1-6 使用料・手数料等の見直し	29
1-7 適正な財産管理の遂行	30
1-8 地方公営企業の経営健全化	31
1-9 佐川町土地開発公社の経営健全化	33

2 行政評価制度の確立

2-1 行政評価制度の導入	34
---------------	----

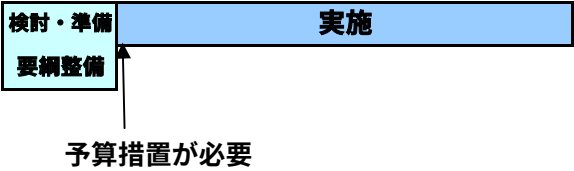
Ⅰ 住民と行政との協働による新しい自治体の構築をめざします

1 町民と行政の協働

No.		件 名		所管課等	成 果	推進スケジュール				
		内 容		数値目標等	課題調整事項	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2
1－1		自治基本条例の制定		企画調整課						
		住民と行政がともにまちづくりに関わるためのルールとして自治基本条例を制定します。 自治基本条例ではそれぞれの役割や責務、権利などを謳います。住民のまちづくりへ参加する権利、主体的活動や発言に対する責任、継続的な協働への努力、行政の情報公開、住民のまちづくり参加への保障など住民と行政が真のパートナーとなるための条例を住民とともに作成、制定します。		条例制定		準備・啓発 ※課題にもあるとおり、行政主導による条例策定は相応しくないため、自治基本条例について啓発を続けることとなる。住民からの発議が在り次第、委員会の設置等策定に取りかかることとなる。				
					自治基本条例を行政主体で作成することは、条例の理念自体を否定しかねないため、住民による自発的な条例制定へ向けての気運づくりが必要となる。拙速に取り組むのではなく、時間をかけた取り組みが必要。					

No.	件名	所管課等	成果	推進スケジュール				
				内	容	数値目標等	課題調整事項	H18H19H20H21H22
1-2	ワークショップ手法の積極的な活用	すべての課局	○イベント的事業において実行委員会等を設置した形でワークショップ手法の活用 ○各種教室、研修的事業でのワークショップ的学習内容	①審議会等の活性化 継続実施				
	協働を推進するため町で実施している事業にワークショップ手法を取り入れ、事業の計画段階からより住民の参画しやすい体制を確立します。ワークショップとは、体験型の作業の意味で、問題解決やトレーニングの手法として、住民参加型まちづくりによく用いられています。ファシリテーター（促進者）と呼ばれる参加者の状況を見ながら作業を促す役割の人が、参加者が自発的に作業をする環境を整え、参加者全員が実際に体験しながら作業を進めていくことになります。 事業実施時の協働だけにとどまらず、計画段階からの住民の参画機会を拡充することで協働体制の構築を目指します。	①各種審議会、委員会等の実質的、主体的な活動。事務局主導を廃し、協議時にワークショップ手法を活用。 ②事業見直しによるワークショップ手法の活用	各事業でワークショップ手法を取り入れるためには、役場職員がコーディネーターあるいはファシリテーターとしての役割を十分に発揮することが必要となり、その育成が前提条件となる。	②事業見直しによるワークショップの活用 見直し（19年度以降も継続） ↑ 事業評価シートを活用 ※研修制度、人事考課等による人材育成との連携が必要となる。				

No.	件名	所管課等	成果	推進スケジュール				
内 容		数値目標等	課題調整事項	H18	H19	H20	H21	H22
1－3	パブリックコメント制度の導入 住民との協働を推進するために、新たな事業や規制の実施、改廃をする場合にパブリックコメント制度を導入し、住民の意見を考慮した政策立案を促進します。 パブリックコメント制度とは、行政機関が政策の立案等を行おうとする際にその案を公表し、この案に対して広く住民や事業者等の皆さんから意見や情報を提出していただく機会を設け、行政機関は、提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行うというものです。	企画調整課 パブリックコメント制度導入	○パブリックコメントではないが、広報紙やホームページを通じて頂いた意見について対応。 パブリックコメントを活用するうえでは、その媒体としてホームページが即応性の面からも相応しい。ただし、町ホームページを活用する町民は限られており、一部の人の為の制度あるいは、行政の自己満足的な制度となりかねない。	○ パブリックコメント制度の導入 周知・啓発・準備 実施 ※パブリックコメント導入の前提条件として、ホームページの充実を図る必要がある。				

No.	件名	所管課等	成果	推進スケジュール				
				内	容	数値目標等	課題調整事項	H18H19H20H21H22
1-4	町民提案制度の導入	企画調整課	平成14年度より実施の地域活動補助事業に、17年度から補助対象事業として協働を推進する事業を加え、町民提案制度導入の足がかりとした。(実績は0)	①制度導入  方式として ①町民提案事業として予算措置をし、随時募集 ※地域活動補助事業とのさび分けが難しく、 陳情・要請を助長するおそれもあり。 ②予算要求時に合わせて住民より提案募集 ※住民の提案時期が限られ即応性に乏しい。				
	協働体制を構築するために、行政側の事業企画立案だけではなく、地域の実情や個性に合った事業を増やすことを目的として、町民提案制度の導入をします。 町民提案制度とは、ソフト的事業を中心にその事業の目的・実施方法・予算・効果等を住民が自ら企画立案し、町に提案するもので、単なる陳情や要請とはことなり、その実現性や費用対効果等の査定を経て、住民と共に協働する町実施の事業として認定する制度です。	①制度導入 ②制度導入後の事業認定数を22年までに3件/年	陳情、要請とのさび分けを明確にするため、事業認定までの審査等が厳密なものとなる。地域団体や住民の企画力、説明能力なども問われるため、そこに職員がコーディネーターとして支援することが必要。 フォローアップ事業の推進と補完しあいながらの実施となる。					

No.	件名	所管課等	成果	推進スケジュール				
				H18	H19	H20	H21	H22
1-5	職員地域支援制度の導入	すべての課局	○職員出前講座 ○Hand to Hand（部落への広報配布） ○県元気応援団の活用	①制度導入 制度検討 制度導入・継続的实施 ②体制構築 分野別（係・担当）の地域支援職員兼任 上を統轄する主管課（係）の設置 専任職員の配置				
職員地域支援制度の導入とその活動の充実を図り、住民との協働の窓口として、地域活動のコーディネーター（調整役）として、地域と行政を繋ぐ体制を強化します。 職員地域支援制度とは住民のまちづくりや主体的・自発的な活動において、町職員の専門性や行政経験・企画立案能力等が求められる場合にその活用をスムーズにするための制度です。 ※まちづくりでのコーディネーターとは、行政と町民、行政内部、町民同士あるいは団体間の調整を取りながら、適切なアドバイスを与えるなど、まちづくり活動の円滑化や活性化を図る職員を想定しています。		①制度導入 ②体制構築	その体制として、分野別（係・担当対応）や地域別（地域への人割り当て制）などが想定されるが、いずれにしても支援体制を推進する主管課（係）が必要となるため、機構改編・事務分掌等との密接な連携が求められる。 また住民が活用しやすい制度とすることが必要なため、その制度構築には利用者である住民の参画が必須。					

No.	件名	所管課等	成果	推進スケジュール				
				内	容	数値目標等	課題調整事項	H18H19H20H21H22
1-6	フォローアップ事業の推進	企画調整課はじめ全課局	○平成14年度「がんばれ地域補助事業」→17年度「ひろがれ地域づくり補助事業」 ○平成18年度「原材料支給」の制度化 ○その他各種補助金交付事業 ○平成13年度補助金検討委員会提言	①補助金事業の見直し 補助金事業の事業効果精査実施・継続 ②補助対象団体の見直し 運営補助から活動補助へのシフト（公募制の充実） ③補助団体の自立 担当の事務局兼務廃止 各種団体の自立 担当の会計兼務廃止 ④補助を契機にした結成・軌道に乗った組織 組織化・運営支援				
	1-5 職員地域支援制度の人的支援の対を為す事業として、財政的支援を主とした地域活動の支援を強化していきます。 フォローアップ事業とは住民の地域活動や特定の目的性を有する活動を補助金交付などにより支援することと総称で、「ひろがれ地域づくり補助事業」や「原材料費支給制度」、その他各種団体への補助金交付事業を含みます。ただしあくまでも地域づくりやまちづくりに資する活動への支援であり、習慣化している補助的事业については、職員地域支援によるコーディネートを紹介して団体の活性化を図るものです。	①補助金事業の見直し ②補助対象団体の見直し ③補助団体の自立 ④補助を契機にした新組織の結成 2組織／年	各種補助金交付の事業効果を精査し、団体運営補助から活動補助へのシフトが必要である。また、活動補助であっても習慣化する傾向にあり、補助金交付期間を定めるなど財政的支援から人的支援の移行を踏まえたコーディネートが必要。					

2 情報公開・情報提供の充実

No.	件 名 内 容	所管課等 数値目標等	成 果 課題調整事項	推進スケジュール				
				H18	H19	H20	H21	H22
2-1	情報公開制度の充実 情報公開制度とは、住民等の請求に応じ、町が保有している情報を原則として公開することにより、町政運営の透明性の向上及び公正で信頼される町政を推進する制度です。 本町では、これまでも「町民にわかりやすい行政運営」というスローガンを掲げ、情報公開の推進を図ってきました。 今後は、平成17年度に施行した佐川町情報公開条例のもと、この制度について住民等に周知を図るとともに、適正な運用を図るため制度運用体制の整備に努めます。	全ての課局	佐川町情報公開条例の制定、施行(H17年度) 平成17年度請求件数 4件 ・制度運用体制の確立	継続実施 【18年度の取り組み】 ・情報公開条例の解釈、運用マニュアルの作成 ・職員研修の実施 ・住民への周知 ・制度運用体制の検討				

No.	件 名	所管課等	成 果	推進スケジュール					
内 容		数値目標等	課題調整事項	H18	H19	H20	H21	H22	
2－2	個人情報保護条例の制定	総務課		準備 実施 ・条例等の制定 [18年度のスケジュール] 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月 ・個人情報保護条例、個人情報保護条例施行規則の作成 ・運用マニュアル、運用の手引きの作成 ・個人情報取扱い事務の洗い出し調査、台帳・目録の整備 ・職員研修の実施					
高度情報化の進展に伴い、町政運営においても、個人情報が多種・大量に収集、蓄積及そして利用されるようになってきました。このような情報化社会は、住民の多くの利便をもたらす一方で、その取扱いに適正を欠いた場合は、個人の権利利益を侵害する恐れがあります。 個人情報の取扱いに関して、住民の不安を取り除き、権利利益の侵害を未然に防止するための基準や手続きを定める制度が必要です。 このため、本町では、個人情報保護条例を制定し、町が保有する個人情報の取扱いに関し、具体的なルールを定めることにより、個人のプライバシーなどの基本的人権を擁護するとともに、公正で民主的な町政の推進を目指します。		条例の制定							

No.	件名	所管課等	成 果	推進スケジュール				
内 容		数値目標等	課題調整事項	H18	H19	H20	H21	H22
2－3	広報活動の充実	企画調整課	広報紙については、紙面による情報に頼る住民が大多数を占め、各層の年代にも読みやすく、行政運営を理解されるものを追求してきた。 また、ページ数を少なくし白黒印刷にするなど経費の抑制にも努めた。					
住民との協働に向けて、また透明性のある行政運営を行うために、住民への情報提供、情報共有は欠かせない。 行政情報等を解りやすく周知する情報提供型広報に加え、特集記事や地域の動向などを積極的に掲載する情報発信型広報の充実も同時に図り、幅広く、よりの確な情報提供をめざします。 また、必要最小限の費用で効果的な提供に努めます。		・ 庁内メンバーによる広報編集委員会の設置	・ 有料広告採用制度の導入	・ 広報編集委員会設置				
				調整 実施				
		・ モニター制度の導入	広報紙の全戸への配布について、自治会への未加入者に対する問題が懸案事項となっている。 また、費用対効果を判断することが難しく、経費負担面について課題を残す。	・ 有料広告制度の導入				
		・ ホームページの日々更新		研究 募集 実施				
		・ 地域取材記者制の導入		・ モニター制度				
				研究 実施				
				・ ホームページの日々更新				
				研修の実施 各部署による更新実施				
				・ 地域取材記者制の導入				
				研究 実施				

※モニター制度とは、依頼を受けた数名が記事内容等に意見を述べる制度です。

3 地域への積極的な業務委託

No.	件 名 内 容	所管課等 数値目標等	成 果 課題調整事項	推進スケジュール				
				H18	H19	H20	H21	H22
3-1	指定管理者制度の活用 規制緩和、公務市場開放の流れを背景として創設された指定管理者制度を行革の手法の一つとして積極的に活用します。 佐川町指定管理者導入方針に記載しているように、今後、町の公の施設の管理については、町が直接管理運営を行うか、指定管理者制度によるかの二者択一となるが、直営が適当と判断される施設以外は、原則として指定管理者制度の導入を進めていくものとします。 現在、当方針に基づき、約50ある町の公の施設について検討を進めており、その中で約30施設をこの5年間で指定管理者制度に移行する予定である。民間等のノウハウを取り入れることにより一層のサービスの向上と経費節減が期待できます。	関係課局	指定管理者が主流となっていく状況において、コスト削減や住民サービスの向上をいかに実現するか、及び多種多様なNPO等の受け皿づくりをいかに進めていくかが課題となる。	○佐川町民プール、テニスコート(指定管理者公募) 実施 ・指定管理料0円 ・利用料金制の採用 ○各集会所(指定管理者直接指定) 実施 ・H18.4.1から実施予定→4件 ・H18.9.1から実施予定→9件 ○各老人憩いの家(直接指定) 検討 実施 ・H18.9.1から実施予定→3件 ○わんぱく広場、山崎記念天文台、バンガロー(直接指定) 検討 実施 ・H18.9.1から実施予定→3件 ○斗賀野農村公園、ふれあいの里尾川、図書館(直接指定) 検討 実施 ・H18.9.1から実施予定→3件 ○桜座、地質館、スポーツパークさかわ(公募) 検討 実施 ・利用料金制の採用 ○地場産センター、牧野公園(公募) 検討 実施				

No.	件 名 内 容	所管課等 数値目標等	成 果 課題調整事項	推進スケジュール				
				H18	H19	H20	H21	H22
3-2	アウトソーシングの積極的な活用 事務事業評価シートにより全事務事業を評価し、再編・整理等の計画を立てる作業が現在進行中です。その中で事務事業を、住民及び民間に委ねられるもの又は行政が行うべきもの若しくは住民と行政が協働で行うものにさび分けする作業も行われます。 アウトソーシングは、サービス向上や経費節減の効果を期待できる手段であると共に、住民と行政との協働を実現する手段ともなり得ることから、上記の検討の結果に基づき、アウトソーシングを積極的に活用することとします。	全ての課局	宿直業務、清掃業務等各種事務事業において、業務委託等の実績あり。 アウトソーシングが、即、人員整理及び人件費の削減に繋がらない。生じた余剰人員の他の部署への充当による体制強化は、本来的な行革効果とはみなしにくい。定員適正化計画と絡めた視点が必要となる。	継続実施				

II 役場の能力の向上に努めます

1 職員の能力の向上

No.	件 名	所管課等	成 果	推進スケジュール				
内 容		数値目標等	課題調整事項	H18	H19	H20	H21	H22
1-1	OJT (職場内研修) の充実 職員の能力アップのために、OJT (職場内研修) を充実していきます。 OJTとは、オン・ザ・ジョブ・トレーニングの略語で、日常業務を行いながら、上司・先輩が部下や後輩の指導・育成をしていく教育訓練のことです。	全ての課局 全職場で実施	○平成14年11月こうち人づくり広域連合の設立 ○OJT研修への参加状況 平成17年度 1名 平成16年度 0名 平成15年度 0名	○教育訓練ができる上司・先輩の育成 ・管理職等が率先し、こうち人づくり広域連合の実施する研修に積極的に参加する。 継続実施 ○各所属で教育訓練の実施 実施				

No.	件 名	所管課等	成 果	推進スケジュール				
内 容		数値目標等	課題調整事項	H18	H19	H20	H21	H22
1－2	職場外研修の充実 職員の能力アップのため、こうち人づくり広域連合が実施する集合研修（階層別研修、能力向上・開発研修）や講師派遣による庁内研修への積極的な参加を促していきます。また、町内の地場産業を知るための研修を実施していきます。	企画調整課 集合研修への1年に1度の参加 講師派遣研修を年に5回開催する。 地場研修を年1回開催する。	○平成14年11月こうち人づくり広域連合の設立 集合研修受講実績 平成17年度 51名 平成16年度 57名 平成15年度 47名 講師派遣研修 平成17年度 4回 230名 平成16年度 4回 116名 平成15年度 28名 地場 平成17年度 1回 平成16年度 0回 平成15年度 0回 集合研修による知識の習得を個人のものだけに終わらせず、職場へのフィードバック（還元し共有化すること）が可能となるシステム作りが必要である。	○こうち人づくり広域連合の実施する集合研修に参加を促すために、前年度の参加者状況や研修レポートを佐川ネット上に公開する。 実施 ○全職員に年間の受講計画を申告してもらう。 実施 ○集合研修参加者が職場へのフィードバックできる体制を整備する。 実施 ○講師派遣研修の研修内容を公募する。 実施 ○地場産業研修の定着を図る。 実施				

No.	件 名 内 容	所管課等 数値目標等	成 果 課題調整事項	推進スケジュール					
				H18	H19	H20	H21	H22	
1-3	自主研修の促進 職員の能力アップのため、自らが課題や目標を見つけ、その解決や達成のために、自主企画研修の実施や通信教育研修への参加を促していきます。	全ての職員 補助制度を利用した自主企画研修の実施1組/年 補助制度を利用した通信教育研修の実施5人/年	○平成14年11月こうち人づくり広域連合の設立 広域連合の補助制度 市町村アカデミー・(財)公務研修協議会・(社)日本経営協会5万円 自治大学校納入金・校友会費・自治会費 中央省庁所管研修所認めた金額及び通信研修の参加補助 通信研修1万円 国内10万円、国外30万円 知識の習得を個人のものだけに終わらせず、職場へのフィードバック(還元し共有すること)が可能となるシステム作りが必要である。 予算の確保。	○こうち人づくり広域連合の実施する補助制度を活用し積極的に研修できる体制をつくる。  ○自主研修者が職場へのフィードバックできる体制を整備する。 					

No.	件 名	所管課等	成 果	推進スケジュール					
	内 容	数値目標等	課題調整事項	H18	H19	H20	H21	H22	
1-4	職員提案制度の導入 職員の政策形成能力や提案能力を高め、資質の向上を図るとともに、組織としての政策論議を多面的なものとするを目的に、全職員を対象に自由なテーマで事業提案を募集し、町長が提案者から直接ヒアリングを行ったうえで予算化を行います。	企画調整課 応募件数10件 予算化3件		○予算に職員提案枠を設定し、職員からの提案を募集する 実施 ○提案された事業について、担当課の意見を添えて、町長査定を行う。 実施 ○採用された事業を担当課が実施する。 実施					
			既存事業との調整及び予算の確保						

No.	件 名 内 容	所管課等 数値目標等	成 果 課題調整事項	推進スケジュール				
				H18	H19	H20	H21	H22
1-5	退職者再任用制度の活用 少子高齢社会の到来に伴って、高齢者の豊かな知識と経験を社会において活用できる雇用の推進が社会的な課題になっています。このような社会的な課題に答える趣旨から、地方公務員について、長年培った知識・経験を社会において活用していくとともに定年後の生活に不安を覚えることなく職務に専念できるようにすることを目的として再任用制度が創設されました。 本町においても、退職者が長年培ってきた知識や経験等を行政に引き続き活用するため、退職者再任用を検討していきます。	総務課	○平成12年度に条例制定 役場の業務も電算化等で急速に変容しており、退職者の知識や経験を活かせる場が限られている現実にあるが、反面、住民と行政との協働の時代を迎える今、両方の立場を理解する役場OBの存在意義は高まっているといえる。今後、退職者の増加が予想されるが、その人材活用には多角的な視点が必要になる。	○ 退職者の再任用 検討				

No.	件 名	所管課等	成 果	推進スケジュール				
	内 容	数値目標等	課題調整事項	H18	H19	H20	H21	H22
1-6	任期付職員採用制度の導入 専門的な知識や経験を必要とする業務において、職員に研修等を実施して能力を付けさせるよりも、高度の専門性を備えた民間の人材を活用した方が効率的である場合、又は期間が限定される業務に専門的知識を備えた人材を活用することが業務の効率的運営につながると判断される場合に、任期を定めて職員を採用します。	総務課	採用に当たっては、欠員補充の意味合いではなく、積極的な人材活用の視点が必要であるが、現行の人事管理及び財政状況のなかでどこまで踏み込んでいけるかが課題となる。	○ 任期付職員採用制度 検討 ・条例の制定				

2 組織の能力の向上

No.	件 名 内 容	所管課等 数値目標等	成 果 課題調整事項	推進スケジュール				
				H18	H19	H20	H21	H22
2-1	柔軟な組織・機構の確立 地方分権の進展などにより、これまで以上に地域に根ざした特色のある政策の立案機能の強化や縦割りにとらわれない総合行政の推進が一層重要となっています。 事務事業の見直しを進め、重要性や緊急性の薄れた組織の廃止、類似の事務事業を行う組織の統合、新たな行政課題には期限付き組織を設置するなど、町民に分かりやすく利用しやすい役場を目指し、事務処理の効率化と意思決定の迅速化によるサービス向上を図るとともに、協働のまちづくりに対応する体制の整備を図ります。	総務課	○平成15年4月 ・国保年金係を国保係に変更 ○平成16年4月 ・産業振興係と農林整備係を産業振興農林係に統合 ・国土調査室の設置 ○平成17年4月 ・国土調査課の設置 ・自主防災室の設置 ・収納管理室の設置 ・住民税係と国保係を国保住民税係に統合 柔軟性を阻害するものは、セクショナリズムや密室性であり、それらを担保している旧態的なシステムである。部局の縦割り意識を排し、組織・機構上の問題点を広範に協議するシステムをいかに構築するかが課題となる。	○ 組織・機構の改善 継続実施				

No.	件 名	所管課等	成 果	推進スケジュール					
内 容		数値目標等	課題調整事項	H18	H19	H20	H21	H22	
2－2	定員適正化計画の見直し、推進	総務課	○平成12年度～平成16年度までの5年間で職員数17名減 ○平成17年度～21年度を対象期間とした定員適正化計画を平成17年3月に策定						
限られた財源や人員の有効活用を図り、新たな行政課題や社会経済情勢の変化に弾力的かつ的確に対応していくためには、最小の経費で最大の効果をあげるという観点から、職種や部門による聖域を設けることなく定員についての見直しを行い、少数精鋭による無駄のない行政を展開することが求められています。 このため、事務事業の見直し、組織・機構の見直し、アウトソーシングの推進、行政の情報化等を推進するとともに、地方分権の進展に対応し、実情に応じた効率的な行政体制となるよう適切な定員管理に努めます。 また、今後の行政需要の動向等を勘案しつつ、長期的な視野に立った定員管理を図るため、定員適正化計画の見直しを行います。				(単位:人)					
				職員数	126	125	124	123	123
				目 標	△ 1	△ 1	△ 1	0	△ 2
				取 組	退職不補充	退職不補充	退職不補充	採用による補充 (4人退職につき3人採用の割合)	
				退職予定職員数	1	1	1	4	6
				採用予定職員数	0	0	0	4	4
				○ 定員管理の推進・適正化計画の見直し					
				継続実施					
				○ 定員の公表					
				継続実施					

No.	件 名	所管課等	成 果	推進スケジュール				
				H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2
内 容		数値目標等	課題調整事項					
2－3	「目標による管理」手法の導入	全ての課局		○ 「目標による管理」手法の導入				
各課局や各係、各職員単位での効率的かつ効果的な事務執行を進めるため、具体的な目標を掲げ、達成度などを評価する「目標による管理」の手法を導入します。		係ごと、年度初めに目標設定するシステムづくり ①上司から部下への指導の数 ②部下からの提案数 達成度の評価 ①早期に実現できたか ②効率化が図れたか ③住民満足度は高いか ④達成率	各課、係で事業の成果指標を設定する必要がある。 18年度はそれを待って、19年度より各係で目標を設定する。	・ 行政評価制度の検討、試行(成果指標数値化)				
				検討・試行				
				・ 行政評価制度の本格導入				
				実施				
				・ 目標による管理実施				
				実施				
				・ 達成度評価				
				実施				

No.	件名	所管課等	成果	推進スケジュール				
内 容		数値目標等	課題調整事項	H18	H19	H20	H21	H22
2－4	庁議、課長会議の活性化 これまで実施してきた庁議と課長会議とを一体化させ、各課局間の調整機能を強化するとともに町の重要案件等を協議します。	全ての課局 定例会 (月1回) ①政策の円滑な推進 ②組織機構の柔軟な組み替え・連携	これまでの庁議では、首長や助役等の経過報告による情報の共有にとどまってしまった。 また、課長会では一定の意思統一ができたものの、連絡事項に終始し、政策遂行に向けた検討がなされなかった。 ・戦略的政策会議の場として効果的な活用を目指す。 ・課題を先延ばしせず、横断的にプロジェクト化して早期に取り組む。	○ 定例会、臨時会 継続実施				

No.	件 名 内 容	所管課等 数値目標等	成 果 課題調整事項	推進スケジュール				
				H18	H19	H20	H21	H22
2-5	窓口サービスの充実 町政に対する町民の評価は、役場の顔である窓口や個々の職場における職員の対応で左右されます。職員一人ひとりが町民は税金を納めている顧客という意識改革のもと、町民に親しまれる役場をスローガンに徹底した応接のあり方について全庁的に取り組むことが必要です。 そのために、日頃から、あいさつ、身だしなみ、応接等に心がけるとともに、窓口業務の時間延長や総合窓口の設置など窓口サービスのあり方について調査・研究を行い、実施についての検討を行います。	全ての課局	・名札着用の徹底 ・昼休み電話当番制の導入	 継続実施 ○窓口サービスのあり方の調査・研究 ・窓口業務の時間延長 ・総合窓口の設置 など  検討 → ・(仮称) 窓口サービス検討委員会の設置 ○接遇研修の実施  継続実施 ○「さわやか接遇」の実施  継続実施				

3 人事評価制度の確立

No.	件 名 内 容	所管課等 数値目標等	成 果 課題調整事項	推進スケジュール				
				H18	H19	H20	H21	H22
3-1	人事評価制度の確立 人事評価を実施し、その結果に基づいて人事管理を行うことは、職員のモラルを高め、公務能率を向上させることに繋がります。このため、次の2点を主要な目的として、制度の導入を図ることとします。 (1) 個々の職員の能力開発に資するために職務に対する意欲を高め、総合的な職員力の向上を図り、結果的に組織目標を達成するという目的 —能力開発型の評価— (2) 職務についての達成度や能力を公正に評価し、その結果を配置転換、昇任、昇格、給与・勤勉手当の成績率への反映等の人事管理に結びつけるという目的 —成績判定型の評価—	総務課	評価者がいかに客観的に公正かつ公平に評価できるか、及び職員の底力のアップに繋がることができるか、これらが制度導入の成否を握る重要な要素となる。	○ 人事評価制度の導入 検討 試行 実施 ○ 評価者研修 検討 実施 ○ 成績判定の反映 検討 実施				

Ⅲ 事務事業の見直しを行い持続可能な自治体をめざします

1 健全な財政運営の確保

No.	件 名	所管課等	成 果			推進スケジュール				
内 容		数値目標等	課題調整事項			H18	H19	H20	H21	H22
1-1	財政健全化計画の遂行	全ての課局	近年の財政状況(普通会計)			○町税等の徴収率の向上				
三位一体改革等の影響を受け、厳しい財政運営を迫られている本町は、このままでは平成20年代前半にも基金が全て底をつき、財政再建団体への転落が予測される事態となっています。 このため、平成17年7月に財政健全化計画(普通会計ベース;平成17年度～26年度)を策定し、これに沿って収支の改善を図り、町財政の健全化を進めることにしています。 ○財政健全化計画の主な項目 歳入 町税等の徴収率の向上 使用料・手数料の見直し 歳出 人件費の削減 一般事務経費の削減 施設維持管理費の抑制 公債費の抑制 行政サービスの見直し 普通建設事業費の抑制	健全化項目における財源効果額(対H16年度比)	H17…60百万円	H18…140百万円	H19…165百万円	H20…180百万円	H21…140百万円	H22…135百万円	○滞納整理の強化(租税債権管理機構への委託等) 継続実施 ○使用料・手数料の見直し 検討 順次実施 ○経常経費の削減 ・人件費の削減 ・一般事務経費の削減 ・施設維持管理費の抑制 ・公債費の抑制 継続実施 ○行政サービスの見直し ・事務事業の廃止、休止、縮小、統廃合 ・受益者負担の見直し 継続実施 ○普通建設事業費の抑制 継続実施		
	歳入	歳入総額	6,716	7,053	6,487					
	町税	町税	1,016	984	1,003					
	地方交付税	地方交付税	3,024	2,785	2,672					
	町債	町債	372	995	654					
	その他	その他	2,304	2,289	2,158					
	歳出総額	歳出総額	6,507	6,848	6,301					
	人件費	人件費	971	951	961					
	扶助費	扶助費	523	591	617					
	公債費	公債費	1,568	1,298	1,333					
	投資的経費	投資的経費	970	1,359	932					
	その他	その他	2,475	2,649	2,458					
	町債現在高	町債現在高	9,821	9,838	9,458					
	積立基金現在高	積立基金現在高	2,609	2,482	2,469					
	経常収支比率	経常収支比率	89.3	89.2	92.2					
起債制限比率	起債制限比率	11.0	10.0	10.2						
			</							

No.	件 名	所管課等	成 果	推進スケジュール					
内 容		数値目標等	課題調整事項	H18	H19	H20	H21	H22	
1-2	経常経費の削減	全ての課局	○人件費の削減 (年間▲3,400万円)	○人件費の削減					
地方交付税等の経常的な一般財源が減少する中で、人件費、公債費などの義務的経費を含む経常経費の予算全体に占める割合が高まっており、その結果として政策的事業に使える財源がほとんどなくなるなど、財政運営の硬直化が急速に進展しています。 こういったことから、財政健全化のためには経常経費の削減が必須であり、財政健全化計画においても人件費や物件費などの削減目標値を大枠で示しています。 具体的には、職員の退職者不補充、予算査定によるカット、公債費の抑制などを通じて、経常経費の削減を行い、経常収支比率の増加を抑制していくことにしています。 ※経常収支比率 町税、交付税等の経常的に収入される一般財源が、人件費、公債費などの経常的支出にどれだけ充当されているかを見ることによって、財政構造の弾力性を判断する指標。100に近づくほど弾力性に乏しく、財政の硬直化が進んでいるとされる。 →県内市町村平均…95.1 (H16年度)	各年度の経常収支比率 (2ヵ年ごと)	↓	{	{					
	H18…93.0	・職員手当の一律5%カット (H16～)	・職員数の削減 (退職者不補充等)						
	H20…95.0	・収入役の廃止 (H17.11～)	・職員給与の適正化						
	H22…94.0	・議員定数の2名削減 (H17.10～)	継続実施						
	○物件費の削減	○物件費の削減							
	▲5,200万円 (H14→H16)	・一般事務経費 (賃金、需用費等) の削減							
	○経常収支比率の動向 (普通会計)	・施設管理費の抑制							
	単位: 百万円	継続実施							
	項目	H14	H15	H16	○公債費の抑制				
	経常的な一般財源①	4,291	4,269	4,134	・新規町債発行の抑制				
①うち経常的経費に充当されたもの②	3,832	3,806	3,812	継続実施					
内 訳	人件費	886	865	883					
	物件費	436	408	384					
	公債費	1,214	1,222	1,252					
	その他	1,296	1,311	1,293					
経常収支比率	89.3	89.2	92.2						
*経常収支比率=②÷①×100									
・事務事業 (行政の守備範囲) の見直し議論を伴った人件費の削減									
・施設維持管理費の増加 (修繕等) への対応									
・佐川中学校建設等、プロジェクト事業に対する町債発行の抑制									

No.	件 名 内 容	所管課等 数値目標等	成 果 課題調整事項	推進スケジュール				
				H18	H19	H20	H21	H22
1-3	給与等の適正化 国の人事院勧告・県の人事委員会勧告に準じ、地方公務員法に示されている「均衡の原則」を守るように努めます。	総務課	H15.4 ・枠外昇給の是正 H16.4 ・一般行政職の特殊勤務手当の廃止 ・超過勤務手当の単価算出方法の是正 ・級別標準職務表の改正 H17.4 ・退職時特別昇給制度の廃止 給与水準の国との比較(ラスパイレス指数)を見ても、平成17年4月1日現在で89.2と全国の類似団体(66団体)の中でも圧倒的に下位に位置し、給与の適正化は当然継続しなければならないが、単純に他団体との横並びの取組とはならない。	○ 給与等の適正化  ○ 給与の公表  ・広報等で公表				

No.	件 名	所管課等	成 果	推進スケジュール				
	内 容	数値目標等	課題調整事項	H18	H19	H20	H21	H22

1－4	補助金等の見直し	全ての課局																																																
平成13年10月、分権時代に適応できる自立した自治体を目指し、行政と地域・団体等を結ぶ「補助金」のあり方について、佐川町補助金検討委員会が提言書を取りまとめました。 以後、この提言に基づき、特に町単独補助金について、継続して見直しを実施し、最近では、地域や団体の活力を引き出すような新たな補助金が制度化されるなど、一定の成果が現れています。 一方で、目的が形骸化した補助金がいつまでも継続されていたり、予算配分枠の削減を受け、本当に必要な補助金までが削減されたり、個々のケースでは問題も残されています。 これまでの経過を踏まえ、分権時代にふさわしい補助金制度にしていくなため、補助金検討委員会の提言に立ち返り、補助金を再度見直し、次の段階として、公募制など、新たな補助の仕組みの導入を検討していきます。 また、任意の各種協議会・団体に対する負担金についても、費用対効果等を検証したうえで、脱退等を含め、必要に応じて見直しを図っていくことにしています。																																																		
補助金等の見直し件数			補助金等の見直し状況 (普通会計)																																															
H18…20件			<table><tr><th rowspan="2">年度</th><th rowspan="2">補助金総数</th><th colspan="5">補助金の見直し件数</th></tr><tr><th>計</th><th>廃止</th><th>削減</th><th>拡充</th><th>新設</th></tr><tr><td>H13</td><td>64</td><td>50</td><td>11</td><td>33</td><td>3</td><td>3</td></tr><tr><td>H14</td><td>58</td><td>23</td><td>8</td><td>9</td><td>4</td><td>2</td></tr><tr><td>H15</td><td>58</td><td>16</td><td>2</td><td>9</td><td>3</td><td>2</td></tr><tr><td>H16</td><td>52</td><td>26</td><td>8</td><td>11</td><td>5</td><td>2</td></tr><tr><td>H17</td><td>51</td><td>18</td><td>2</td><td>14</td><td>1</td><td>1</td></tr></table>	年度	補助金総数	補助金の見直し件数					計	廃止	削減	拡充	新設	H13	64	50	11	33	3	3	H14	58	23	8	9	4	2	H15	58	16	2	9	3	2	H16	52	26	8	11	5	2	H17	51	18	2	14	1	1
年度	補助金総数	補助金の見直し件数																																																
		計		廃止	削減	拡充	新設																																											
H13	64	50		11	33	3	3																																											
H14	58	23		8	9	4	2																																											
H15	58	16	2	9	3	2																																												
H16	52	26	8	11	5	2																																												
H17	51	18	2	14	1	1																																												
H19…15件																																																		
H20…10件																																																		
補助金総数																																																		
H18…45																																																		
H19…42																																																		
H20…40																																																		
公募制度の導入件数			・補助金の統合 ・総合補助金化																																															
H20…1件																																																		
H21…2件																																																		
H22…2件																																																		
○現状の補助金の見直し																																																		
・補助金交付要綱の見直し																																																		
・補助金額、用途の適正化																																																		
・事業効果、補助団体のチェック																																																		
・補助金の整理・統合																																																		
継続実施																																																		
○新たな補助制度の仕組みの導入 (公募制度等)																																																		
検討 実施																																																		
○任意団体等への負担金の見直し																																																		
継続実施																																																		

No.		件 名	所管課等	成 果	推進スケジュール																
		内 容	数値目標等	課題調整事項	H18	H19	H20	H21	H22												
1－5	徴収率の向上	関係課局	租税債権管理機構への委託 による滞納整理の実績 (単位:千円)		○租税債権管理機構による取り組み ・財産の差し押さえ等による滞納整理 実施																
町税等の徴収率の向上を図ることは、公平・公正な町政を推進していくための前提であり、行政として当然の責任です。 しかしながら、近年は不景気などで徴収率は低迷し、滞納額が雪だるま式に増加しています。公平性の確保にとどまらず、深刻な財政難のもとでは、収入確保の点からも、徴収率の向上は町政の重要な課題となっています。 平成16年度に本町を含む管内10市町村で共同設立した滞納整理組合（租税債権管理機構）では、財産の差し押さえの実施等により大きな実績を上げており、こういったノウハウを本町に持ち帰るとともに、庁内一丸となった取り組みにより、滞納整理を図り、徴収率の向上に繋げていくことにしています。		全般として、県下市町村の平均値より上位の徴収実績を維持することを目標にします。そのうえで、 ○保育料、介護保険料は、現在の高徴収率を維持していきます。 ○町税、国民健康保険税、住宅使用料、住宅新築資金等貸付金、学校給食費については、前年度の徴収実績（率）を上回るようにします。	<table><tr><th>年度</th><th>徴収額 ①</th><th>委託料 ②</th><th>財政 効果</th></tr><tr><td>H16</td><td>18,612</td><td>4,977</td><td>13,635</td></tr><tr><td>H17</td><td>10,000</td><td>5,361</td><td>4,639</td></tr></table> *H17は、H17.10末時点での見込み *財政効果＝徴収額①－委託料②	年度	徴収額 ①	委託料 ②	財政 効果	H16	18,612	4,977	13,635	H17	10,000	5,361	4,639	○本町の滞納整理の取り組み ・電話及び文書による督促、訪問徴収（継続） 継続実施					
			年度	徴収額 ①	委託料 ②	財政 効果															
H16	18,612	4,977	13,635																		
H17	10,000	5,361	4,639																		
項目別の徴収状況（H16） (単位:％) <table><tr><th>項目</th><th>徴収率</th></tr><tr><td>町税</td><td>97.4</td></tr><tr><td>国民健康保険税</td><td>94.8</td></tr><tr><td>住宅使用料</td><td>91.5</td></tr><tr><td>住宅新築資金貸付金</td><td>76.8</td></tr><tr><td>保育料</td><td>98.8</td></tr><tr><td>介護保険料</td><td>99.2</td></tr><tr><td>学校給食費</td><td>94.7</td></tr></table> *現年度分のみ	項目	徴収率	町税	97.4	国民健康保険税	94.8	住宅使用料	91.5	住宅新築資金貸付金	76.8	保育料	98.8	介護保険料	99.2	学校給食費	94.7	・合同徴収等の実施（滞納整理の効率化） 順次実施				
項目	徴収率																				
町税	97.4																				
国民健康保険税	94.8																				
住宅使用料	91.5																				
住宅新築資金貸付金	76.8																				
保育料	98.8																				
介護保険料	99.2																				
学校給食費	94.7																				
					・財産の差し押さえ等（滞納整理の強化） 順次実施																

No.	件 名	所管課等	成 果	推進スケジュール				
内 容		数値目標等	課題調整事項	H18	H19	H20	H21	H22
1－6	使用料・手数料等の見直し	関係課局		○施設使用料の見直し 検討順次実施				
				○各種証明手数料の見直し 検討順次実施				
			・他市町村の動向 ・施設利用率への影響					